

改正 平成14年4月1日

令和4年4月1日

（目的）

第1条 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づき、妊婦に対し歯科健康診査（以下「健診」という。）を行い、妊婦の歯科疾患の早期発見を図るとともに、妊婦自身の歯科保健意識や健康観の向上を図る。

（対象者）

第2条 健診の対象者は、市内に住所を有する妊婦とする。

（受診回数）

第3条 健診は、妊娠期間中に1人につき1回実施するものとする。

（実施方法）

第4条 市長は、八南歯科医師会八王子支部と締結する「妊婦歯科健康診査業務委託契約」に基づき、健診を実施するものとする。

2 健診は、市が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において実施するものとし、個別健診とする。

3 指定医療機関は、妊婦から提出される受診券により健診を実施するものとする。

（受診券の交付及び再交付）

第5条 市長は、妊婦面談の際に対象者へ受診券を交付するものとする。なお、妊婦面談を実施しなかった場合については、対象者からの申し出に基づき、受診券を交付するものとする。

2 他の区市町村から転入した場合は、対象者からの申し出に基づき、同様の健診を受診していない場合に限り、受診券を交付するものとする。

3 受診券を紛失又はき損した場合は、対象者からの申し出に基づき、受診券を再交付するものとする。

（費用の負担）

第6条 この要綱に基づき実施した対象者の健診費用は無料とする。

（健診内容）

第7条 健診は次に掲げる診査項目を行う。

（1）問診

（2）現在歯・喪失歯の状況

（3）歯周組織の状況

（4）口腔清掃状態

（5）その他の所見（歯（楔状欠損等）・歯列・咬合・顎関節・口腔粘膜等）

（6）判定

2 歯科保健指導

（健診結果）

第8条 実施医療機関は、健診の結果について、精密検査の必要性の有無を付し、速やかに受診者に説明するものとする。

（事後措置）

第9条 市長は、健診の実施結果を記録、保存するとともに、追跡調査適切な措置を講ずるものとする。

（広報活動）

第10条 市長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関などの関係団体を通じて、市民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

（その他の事項）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。